

水戸市地域活動支援センター基準条例の制定について（案）

1 条例制定の経緯

地域活動支援センターの人員、設備及び運営に関する基準については、茨城県が制定した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第76号）」で定める基準が適用されております。

本市は、平成32年（令和2年）4月の中核市への移行に向け準備を進めておりますが、中核市へと移行した場合は、茨城県から、地域活動支援センターに関する事務が移譲されることとなることから、「水戸市地域活動支援センター基準条例」を制定するものです。

2 条例の趣旨

本市に所在する地域活動支援センターの人員、設備及び運営に関する基準を定め、当該施設の適正なサービスの確保を図るものです。

3 条例の主な内容

「水戸市地域活動支援センター基準条例（案）」の主な内容は、下記のとおりです。

なお、国が定める「基準省令」に従い定めるべきものは当該基準のとおり規定し、地域の実情に応じて独自に定めることができるものはその内容を「水戸市が定める基準」として規定します。

項目	基準の内容	
	基準省令	水戸市が定める基準
(1) 不適切な事業者の排除	(なし)	水戸市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこととします。
(2) 従業者との雇用契約等	(なし)	従業者との雇用契約等の内容は書面で確認できることとします。
(3) 成年後見制度の活用の支援	(なし)	必要に応じて利用者の成年後見制度の活用を支援するよう努めることとします。
(4) 口腔衛生の確保	(なし)	口腔の衛生の確保の取組を行うよう努めることとします。
(5) 運営規程の項目	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①施設の目的及び運営の方針、②職	基準省令に加え、苦情・相談の窓口について規定します。

	員の職種，員数及び職務の内容，③利用定員，④提供するサービスの内容，費用の種類及びその額，⑤施設の利用に当たっての留意事項，⑥非常災害対策，⑦虐待防止のための措置に関する事項，⑧その他運営に関する重要事項	
(6) 非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に従業員に周知するとともに，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行わなければならない。	基準省令に加え，①事業所の立地等から起こり得る非常災害に対する具体的な計画の策定，②計画の定期的な見直し，③非常災害に備えた食料品等の備蓄，④非常災害に備えた地域との連携について規定します。 (③④は茨城県と同じ)
(7) 身体拘束等の禁止	(なし)	サービスの提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならないこととします。 また，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するとともに，利用者及び家族に対する説明をすることとします。
(8) 住民への説明	(なし)	事業の開始に当たり，地域住民に対し，サービス提供の内容等についての説明を行うこととします。
(9) 事故発生連絡票の提出	①地域活動支援センターは，利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は，県，市町村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。 ②事故の状況及び事故に際して採	基準省令に加え，事故発生時における本市への連絡は，書面の提出によることとします。

	<p>った処置について記録しなければならない。</p> <p>③賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	
(10) 記録文書の保存期限	<p>地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>整備する記録は、その完結の日から5年間保存することとします。</p>
(11) 記録の保管場所	(なし)	<p>本市が行う文書の提出又は提示の求めに対し、遅滞なく応じることができる場所に記録を保管することとします。</p>
(12) その他の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供の記録 ・設備の基準 ・利用者に求めることができる金銭の支払いの範囲等 ・生産活動 ・定員の遵守 ・衛生管理等 ・苦情解決 	<p>基準省令のとおりとします。</p>

※ 「水戸市が定める基準」については、条例に基づく規則等において規定する場合があります。

4 施行期日

平成 32 年（令和 2 年） 4 月 1 日